

令和8年

大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

令和8年2月13日 開会

令和8年2月13日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和8年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

目 次

第1日（令和8年2月13日）（金）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○事務局氏名	1
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期決定について	3
○日程第3 報告第1号上程	4
理事者説明	4
○日程第4 議案第1号上程	4
理事者説明	4
採決	5
○日程第5 議案第2号上程	5
理事者説明	5
採決	6
○日程第6 議案第3号上程	6
理事者説明	7
質疑	7
採決	9
○日程第7 議案第4号上程	9
理事者説明	9
採決	10
○日程第8 議案第5号上程	10
理事者説明	10
質疑	11
採決	13
○日程第9 議案第6号上程	13
理事者説明	13
質疑	15
採決	20
○閉会	21

令和8年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会（第1日）

令和8年2月13日（金）

○ 議 事 日 程

- | | | |
|----|----|--|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第2 | | 会期決定について |
| 第3 | 報告 | 第1号 和解に係る専決処分の報告について |
| 第4 | 議案 | 第1号 大東四條畷消防組合行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 第5 | 議案 | 第2号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 第6 | 議案 | 第3号 大東四條畷消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第7 | 議案 | 第4号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 第8 | 議案 | 第5号 令和7年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について |
| 第9 | 議案 | 第6号 令和8年度大東四條畷消防組合一般会計予算について |

○ 本日の会議に付した事件

日程第1から第9まで

○議員定数9名

出席議員9名

1番 あずま 健太郎	4番 天野 一之	7番 大原 芳剛
2番 小南 いちお	5番 光城 敏雄	8番 坂本 勇基
3番 児玉 亮	6番 岸田 敦子	9番 吉田 裕彦

○説明者

管理者	逢坂 伸子	次長兼警防課長	河野 哲輝
副管理者	銭谷 翔	総務課長	大西 卓也
会計管理者	川口 克仁	人事課長	堤 悟士
消防長	瀧田 昭彦	予防課長	横田 博
消防次長	西岡 栄治	予防課参事	中 和彦
大東消防署長	北口 昌宏	総務課長補佐	大塚 亮
四條畷消防署長	木村 真敏	人事課長補佐	春日 直樹

○事務局

総務課上席主査 矢野 崇 総務課上席主査 清親 勇亮 総務課上席主査 吉村 一樹

○本会議の会議事件

- ・ 和解に係る専決処分の報告について
- ・ 大東四條畷消防組合行政手続条例の一部を改正する条例について
- ・ 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- ・ 大東四條畷消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について
- ・ 令和7年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）について
- ・ 令和8年度大東四條畷消防組合一般会計予算について

【開会 13 時 30 分】

(吉田議長) これより、令和 8 年大東四條畷消防組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第 1 回定例会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(逢坂管理者) 議長

(吉田議長) 逢坂管理者どうぞ。

(逢坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和 8 年大東四條畷消防組合議会第 1 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、専決処分の報告 1 件、条例の一部改正 4 件、令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 次）及び令和 8 年度一般会計予算の合計 7 件でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

(吉田議長) ありがとうございます。

本日は、9 名全員の出席をいただいております。議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

【日程第 1 会議録署名議員の指名について】

(吉田議長) 次に、日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により、議長において議席番号 4 番 天野 一之議員、8 番 坂本 勇基議員を指名いたします。

【日程第 2 会期決定について】

(吉田議長) 次に、日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本会議の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第3 和解に係る専決処分の報告について】

(吉田議長) 次に、日程第3 報告第1号 和解に係る専決処分の報告についての件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) 報告第1号 和解に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

本件は、令和6年5月7日大阪市北区東天満一丁目で発生しました交通事故に係る損害賠償請求事件の和解につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年11月28日に専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

和解条項の内容は、被告は原告消防組合に対し、物的損害賠償債務として205万を支払うものとなっております。以上、ご報告申し上げます。

(吉田議長) 本件は、これをもって終了いたします。

【日程第4 大東四條畷消防組合行政手続条例の一部を改正する条例について】

(吉田議長) 次に、日程第4 議案第1号 大東四條畷消防組合行政手続条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(大西総務課長) 議長

(吉田議長) 大西総務課長

(大西総務課長) 議案第1号 大東四條畷消防組合行政手続条例の一部を改正する条例についま

して、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案書3ページと、議案説明資料は1ページをお開きください。

本案は、行政手続法の改正に伴い、当消防組合の行政手続条例について聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達の方法を見直すものです。

改正内容は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の人が閲覧できる状態に置くとともに、記載された書面を掲示場に掲示し、又は事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態にするものです。

現行では、消防本部屋外の掲示板で書面を掲示する方法のみにより公示送達を行いますが、改正後は、規則で定める方法、具体的にはインターネットの利用を想定の上、閲覧等を可能とする方法を追加し、これにより必要な情報をいつでも確認できるよう、利便性の向上を図りつつ、スマホ等のインターネットを利用されない方への配慮の観点から、従来どおり消防本部の掲示板での掲示も引き続き行います。

なお、施行日は、行政手続法の改正の施行期日に合わせ、令和8年5月21日としています。

以上、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(吉田議長) 本議案に対する質疑通告はございません。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第5 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について】

(吉田議長) 次に、日程第5 議案第2号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(堤人事課長) 議長

(吉田議長) 堤人事課長どうぞ。

(堤人事課長) 議案第2号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。また、議案説明資料は2ページをご覧ください。

本案は、昨年8月7日に出されました人事院勧告等に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が改正されたことに鑑み、本消防組合の一般職の職員の給与及び期末勤勉手当並びに会計年度任用職員の報酬及び期末勤勉手当につきまして、大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例及び大東四條畷消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、官民較差等に基づく給与水準の改定でございます。

具体的な改正内容は、令和7年4月1日に遡って、会計年度任用職員を含む一般職の職員につきまして、期末手当及び勤勉手当として、年間0.05月分を引き上げる改定を行うものでございます。併せて、給料表につきましては、全号給において8千300円から1万3千600円の増額改定を行うものでございます。

その他の手当につきましては、自動車等の使用者に対する通勤手当の増額改定を行います。

具体的には通勤距離に応じた支給区分10キロメートル以上の手当額の引き上げを実施いたします。また、距離区分の変更、駐車場等の利用に対する手当の新設も併せて実施いたします。

施行日につきましては公布の日からとし、期末勤勉手当及び給料表の改正、通勤手当支給の距離区分10キロメートル以上の手当額の改正は、令和7年4月1日から適用し、距離区分の変更及び駐車場等の利用に対する手当の新設につきましては、令和8年4月1日から適用いたします。

以上、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(吉田議長) 本議案に対する質疑通告はございません。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第2号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

【日程第6 大東四條畷消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について】

(吉田議長) 次に、日程第6 議案第3号 大東四條畷消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

(堤人事課長) 議長

(吉田議長) 堤人事課長どうぞ。

(堤人事課長) 議案第3号 大東四條畷消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きください。また、議案説明資料は3ページをお開きください。

本案は、大東四條畷消防組合の産業医として委嘱する特別職非常勤職員の報酬の額について、本条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、これまで年額31万円としていました報酬を年額41万円とし、10万円の増額を行うものでございます。改正に至る背景としましては、これまで委嘱していた産業医が令和8年3月31日付けで任期満了による交代となり、後任の産業医を選任する必要が生じたことに伴いまして、大阪府内の消防組合の報酬額及び一般的な嘱託産業医選任サービスによる報酬額の相場を参考とし、適正な報酬額となるよう見直しを行ったものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日からとしております。

以上、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(吉田議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可いたします。

なお、議案質疑は会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、4番 天野 一之議員どうぞ。

(天野議員) どうぞ、よろしく申し上げます。

今回、年額10万円の産業医の報酬引上げということになります。それで、先ほどもありましたが、令和8年の4月1日付けで産業医の委託が変更されるということのを機にということなんですけれども、議案の説明のところで、補足資料いただきました。この補足資料のところで、主な業務補足資料というかたちで、産業医の業務について書かれております。この中で、どのようなかたちで今産業医の先生がですね、こちらのほうで業務をされてるかということについて、もう少し掘り下げて説明を求めたいと思います。

まずは、安全衛生委員会の出席の趣旨や内容。そして、特定業務従事者検診の対象者及び定期検診合わせて年2回は、これは全職員が対象での検診なのかという点です。そしてまた、ストレスチェックへの面談、健康相談の実施件数及び相談の内容の傾向などがわかりましたら、ご説明をお願いいたします。

そして、職場巡視のチェックの事項と指導、改善項目はこの間どのような内容のものがあったのかということについても説明をお願いいたします。

そして、先ほどにも大阪府下の府内の消防署などの報酬額を参考にということもございましたけれども、今回の10万円の増額につきまして、その報酬額の決定は消防署の職員数でありますとか、あるいは所管の抱える人口、あるいは世帯数などが加味されてるのか、このへんについてまとめてご答弁をお願いいたします。

(堤人事課長) 議長

(吉田議長) 堤人事課長

(堤人事課長) 産業医の業務に関するご質問について、項目ごとにお答えいたします。

まず、安全衛生委員会は職場の安全と職員の健康を確保する目的で設置しておりまして、委員会の取組みに対して医学的アドバイスをいただくため、産業医の出席をお願いしているところでございます。

次に、特定業務従事者健康診断につきましては、深夜業務を伴う交替制勤務の消防署員が対象となっております。これに該当する署員は定期健康診断と合わせて年2回の健診を実施しております。健診の結果により、必要に応じて医師の指導コメントをいただいております。

次に、ストレスチェック面談と健康相談についてですが、それぞれの内容は、ストレスチェックで高ストレスと判定された職員で面談を希望する者への医師指導と、心身の不調を抱える職員に対する就労上の健康相談でございます。実施件数については、過去5年以内ではストレスチェック面談は1回、健康相談については実施なしとなっております。

次に、職場巡視については、主に庁舎各部の就労環境に関わる施設の状態や感染対策等についてご確認いただいております。例えば、消防署における救急消毒室の必要性についてご助言をいただき、今年度、大東署の施設を改修して設置する予定となっております。

最後に、この度改正をお願いする報酬額については、職員規模と業務内容をベースに民間企業が運営する一般的な産業医選任サービスの相場と、府内消防組合での報酬額との均衡を考慮して検討いたしました。以上でございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員

(天野議員) ありがとうございました。

ひとつまず、検診につきましては、深夜業務などをされる職員さんの方もいらっしゃるんで、全職員さんの年1回に加えて、年2回実施されてるということで、勤務時間とかも体力的にも過酷な場合もありますので、しっかりと医師からの指導を込めてなども、きめ細やかにしていただきたいということを申しておきます。

また、ストレスチェックについては、高ストレスと判定されて、なおかつ、面談を希望された場合というふうになっておりまして、5年間で面談1回の実施ということにはなってはおりますが、もし、ストレスとか感じていらっしゃるようでしたら、面談若しくは相談がしやすい体制というのも、引き続き心がけていただければということを申しておきます。

また、救急消毒の感染症とかですね、職場巡視については、以前コロナ感染の大変だったときにも、いろいろご助言をいただいたという経過もお聞きしましたんで、これも併せて、引き続き感染症対策なども行っていけるよう、そういった産業医さんとの連携というものもまた、強めていただきたいと思いますという要望を申し上げて、質問を終わります。

(吉田議長) 天野 一之議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第3号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

【日程第7 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について】

(吉田議長) 次に、日程第7 議案第4号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(横田予防課長) 議長

(吉田議長) 横田予防課長どうぞ。

(横田予防課長) 議案第4号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の21ページ、議案説明資料の4ページをお開きください。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、サウナ設備を簡易サウナ設備と一般サウナ設備に区分して規制する規定を整備するとともに、所要の規定整備を行うために、大東四條畷消防組合火災予防条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正内容としましては、屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下、かつ、薪又は電気を熱源とするものを簡易サウナ設備と規定するとともに、簡易サウナ設備と周囲の可燃物との離隔距離に関する基準、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断する装置を設けることなど安全対策の規定整備を行うものです。また、従来のサウナ設備の名称を一般サウナ設備に変更し、簡易サウナ設備について、個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとします。

そのほか、住宅火災の予防を推進するための施策に地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める感震ブレーカーの普及促進を明記する規定整備を行うものでございます。

施行日は、令和8年3月31日としております。

以上が本案の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(吉田議長) 本議案に対する質疑通告はございません。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第4号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

【日程第8 令和7年度大東四條畷消防組一般会計補正予算（第1次）について】

(吉田議長) 次に、日程第8 議案第5号 令和7年度大東四條畷消防組一般会計補正予算（第1次）についての件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(大西総務課長) 議長

(吉田議長) 大西総務課長どうぞ。

(大西総務課長) 議案第5号 令和7年度大東四條畷消防組一般会計補正予算（第1次）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の一般会計補正予算書1ページと議案説明資料6ページをお開きください。

それでは、議案説明資料に沿ってご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4千432万3千円を増額し、総額21億8千804万5千円とするものです。

歳入の補正につきましては、款1・分担金及び負担金2千611万7千円を増額、款2・使用料及び手数料51万9千円を増額、款5・財産収入34万2千円を増額、款6・諸収入159万6千円を増額、款7・組合債190万円の減額、款8・繰越金1千764万9千円を増額となっております。

歳出につきましては、款3・消防費4千772万9千円を増額、款4・公債費340万6千円の減額となっております。

次に、詳細についてご説明いたします。

補正予算書の14ページ、15ページをお開きください。

消防費の増額について、予算細目ごとに主に2点ご説明いたします。

1点目は02職員給与等管理費で、昨年8月7日の人事院勧告による一般職給並びに期末勤勉手当等の増額と定年引上げ制度に伴い、1名が役職定年ではなく再任用職員を希望したことによる退職手当の増額等で、合計4千523万9千円を計上させていただいております。

2点目の10消防庁舎維持管理費は消防庁舎の電気、ガス、水道等の光熱水費について、実績をもとに予算計上していましたが不足が見込まれるため、250万円の増額をお願いするものでございます。

恐れ入ります、補正予算書の4ページから5ページと、議案説明資料は5ページにお戻り願います。

第2表の繰越明許費についてご説明いたします。

1点目は消防設備等維持管理事業で、大阪府衛星無線の再整備についてです。

全国的に衛星無線の第3世代化工事が進められておりましたが、業者に負担が集中したことにより、大阪府が計画の見直しを行い、工期の延長となることを理由として、416万3千円の繰越明許費を計上させていただいております。

なお、当消防組合の工事は終了しておりますが、手続き上、大阪府全体が終了してからの支払いとなるため、繰り越しするものです。

2点目は消防力等整備事業で今年度中に納入予定であった消防ポンプ自動車が、車両の法規制の対応等でシャシ製造が遅れたことにより、納期を翌年度に延長することを理由として、5千90万6千円の繰越明許費を計上させていただいております。

こちらは、シャシのモデルチェンジや法規制の対応等により、架操開始時期が遅れ年度内の納品ができなくなったもので、契約業者と協議を重ねておまして、最短で受領できるよう進めています。

次に、予算書の5ページの債務負担行為は消防庁舎や設備の保守業務等で、4月1日の年度変わり時点から契約が成立していなければ業務に支障があるもの、又は入札を行った上で年度開始早々に契約が履行されなければならないものについて計上しています。

本件に係る事項ごとの内容は、補正予算書の24ページに記載しております。

次に、予算書6ページの第4表地方債補正は各事業の起債内容が変更したことにより、所要の補正を行うものでございます。

以上が、令和7年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第1次）の提案理由でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(吉田議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、質問を許可いたします。

なお、議案質疑は会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、4番 天野 一之議員どうぞ。

(天野議員) 1点だけ、確認をさせていただきます。

先ほどご説明ありましたが、消防費自体の人件費を含むですけども、ここの増額ということで、

人件費の消防職員の方の給与の増額ですね、昨年度先ほどもありましたけども、人事院勧告に基づいた給与アップでありますとか、定年の予定の方が再任用雇用とかというのはわかるんですけども、もうひとつありました消防庁舎維持管理費の内の、光熱水費の増額 250 万円とありますけども、この増加の要因ですが、まず、昨年以前からも若干の物価高及び燃料が割高で電気、ガスなどが引き上がっているという現象があったと思います。今回、この増加の要因としてどのような理由があるのかという点と、今回、補正であえて上げられてますけども、当初予算のところである程度傾向というのが、もし、物価高騰というのであれば、見込めなかったのかという点についてお聞きしたいのと、もうひとつは今後もまだ当面、燃料費など高い状況が続くかとは考えるんですけども、今後、節約が一定可能なものなのか、節約につながる対応について見解などございましたら申し出ていただけますでしょうか、お願いいたします。

(大西総務課長) 議長

(吉田議長) 大西総務課長

(大西総務課長) ただいまのご質問にお答えいたします。

増加の要因としましては、令和 5 年から断続的に実施されてきました国の事業所に対する、電気・ガス価格激変緩和対策が、令和 7 年度は 7 月から 9 月及び 2 月から 3 月の 5 か月間に限定されたため、それ以外の期間において電気料金単価が上がったことによるものです。

節電につきましては、引き続き庁舎の LED 化を図りつつ、休憩時間などに照明を切るなど、不必要な照明の消灯の取り組みを継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員

(天野議員) 主には、やはり国の施策の電気・ガスの価格激変緩和対策ということと、事業所に対してもそうですし、市民の住民の方に対しても、いくらか電気料金に反映されるようなことが、今でも行ってきましたけども、やはりこの対策の有無によって燃料の価格が変動して出費も増えていくという、ちょっと予測不能なことが起こると思います。ですから、これにいろいろ加味して、また後ほど言いますけども、新年度予算のところでも一定、電気料金の節約できるところ、ほんとに細かいところの限られた部分かと思うんですけども、一定の部分考えていただく点と、LED 化ということも触れられてますし、また後ほども触れますけども、そういった取組みもいろいろ併せて、必要なものは当然必要なんですけども、必要でないものについて、いくらか電気代など経費を削減できるものがあれば、そういったことも前向きに考えて進めていっていただきたいということで、今回の補正予算の質問はここまでにさせていただきます。ありがとうございます。

(吉田議長) 天野 一之議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。
これより議案第5号の件を採決いたします。
お諮りいたします。
本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

【日程第9 令和8年度大東四條畷消防組合一般会計予算について】

(吉田議長) 次に、日程第9 議案第6号 令和8年度大東四條畷消防組合一般会計予算についての件を議題といたします。理事者に説明を求めます。

(大西総務課長) 議長

(吉田議長) 大西総務課長どうぞ。

(大西総務課長) 議案第6号 令和8年度大東四條畷消防組合一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の一般会計予算書1ページをお開きください。また、議案説明資料は7ページをご覧ください。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額は、22億9千136万2千円となり、前年度当初予算と比較して、1億4千760万円の増額となっております。

第2条 地方債でございますが、こちらは予算書の4ページ、第2表をご覧ください。

消防力等整備事業として、限度額6千990万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。予算書の1ページにお戻り願います。

第3条 一時借入金につきましては、1億円を最高額とさせていただいております。

第4条は預金債権と地方債債務の相殺について規定しております。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。

款1・分担金及び負担金、項1・負担金、目1・負担金は21億7千118万7千円で、前年度と比べまして1億4千660万3千円の増額でございます。

構成両市の負担金額につきましては、組合規約第14条第2項による按分比率から、大東市分13

億9千824万4千円、四條畷市分7億7千294万3千円となっております。

次に、款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・消防施設費国庫補助金1千468万3千円は、令和8年度から緊急消防援助隊に登録予定である、救急自動車及び高度救命用資機材等の購入費に対する緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次に、款4・府支出金、項1・府補助金、目1・消防費府補助金382万円は、大阪府下で運航しております消防用ヘリコプターの各市負担金に対する運営費補助金でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

上から2段目の款6・諸収入、項2・雑入、目1・雑入2千81万9千円は、11ページの説明欄に記載のとおり、消防組合から両構成市に派遣しております職員の人件費相当分が主なものでございます。

また、款7・組合債、項1・組合債、目1・消防債6千990万円は、消防ポンプ自動車、救急自動車等の購入費に係る経費に充当する消防債でございます。前年度に比べて1千440万円の減額でございます。

款8の繰越金については、前年度繰越金として1千万円を計上させていただいております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。

款3・消防費、項1・消防費、目1・常備消防費、右ページの説明欄、細目02職員給与等管理費18億8千157万6千円は、消防組合職員の給料、その他各種手当等の人件費でございます。

次に、17ページをお開きください。

右ページの説明欄、細目10消防庁舎維持管理費の4千608万円は、各署所における光熱水費のほか、施設の修繕料並びに管理委託料が主なものでございます。

また、消防庁舎維持管理費のうち、上から7行目、施設修繕料（資産）493万6千円を計上しており、主なものとして、大東消防署及び四條畷消防署庁舎の照明のLED化を実施する予定としております。

次に、予算書同ページの下段にあります、細目12消防設備等維持管理費のうち、19ページの説明欄の上から3行目の高機能消防指令センター及びデジタル保守委託料等3千298万7千円は、主に高機能消防指令センター、デジタル無線の保守費用として、令和8年度から令和16年度までの9年間、同額費用の負担が発生するものです。

次に、21ページの5行目をご覧ください。

細目17消防力等整備事業のうち、9千225万8千円は消防ポンプ自動車一台、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材一式の更新整備に係る各種費用の合計でございます。購入予定の車両につきましては、議案説明資料の8ページに事業費と参考写真を掲載しております。

次に、細目19一般事務費1千655万5千円は普通旅費や消防活動用被服等の購入費、職員健康診断等の委託料が主なものでございます。

最後に予算書の22ページ、23ページをお開きください。

款4・公債費、項1・公債費は1億3千101万1千円で、前年度に比べ1千77万4千円の増加となっております。

なお、当初予算の対前年度比較などは、議案説明資料の7ページに記載しているとおりでござい

ます。

以上が、令和8年度大東四條畷消防組合一般会計予算案の提案理由でございます。
何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(吉田議長) 議案質疑については、2名から通告がありましたので、通告を受理した順により、質問を許可いたします。

なお、議案質疑は会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、6番 岸田 敦子議員どうぞ。

(岸田議員) 6番 岸田 敦子です。

それでは、市民の命を守るという点で、いろいろと日頃活動していただいているソフト面に関しての3点、質問させていただきたいと思います。

救急搬送数の見込みについて、まず3点お伺いします。

救急搬送の直近3年の出動状況を教えてください。

令和3年に策定した、消防力の適正配置計画における今後の見込みを教えてくださいと思います。

救急が大幅に増加した場合の増隊等の検討に関する説明、これを求めます。

2点目には、職員研修経費の普及啓発活動についてお伺いします。

新年度の啓発活動について、実施施設の予定や回数の見込み、費用計上の根拠を教えてください。

大きく3点目に、救急安心センターおおさかについてお伺いします。

令和7年の直近までの利用実績を教えてください。また、本消防組合独自で利用者へのアンケート、意見聴取はされているでしょうか。また、本制度において誤った判断、対応への苦情などは寄せられていないか、以上、ご答弁よろしくお願ひします。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、直近3年の救急出動状況は令和5年が1万1千880件、令和6年が1万2千273件、昨年令和7年は1万1千758件となっております。

次に、今後の救急件数の見込みですが、総務省消防庁では今後も増加傾向が続き、令和12年前後にピークを迎えるという推計を出されております。本消防組合では、令和7年は前年比で減少となりましたが、過去10年で年間約3%の割合で増加していますので、国の推計と同様にしばらく同程度の増加が続くものと見込んでおります。

次に、救急件数が大幅に増加した場合の増隊等の検討についてですが、現状におきましては、推計している増加件数に適した段階的な対応が必要であると考えており、国の推計を大幅に上回る増

加傾向となれば、本格的な増隊も検討することとしております。

続きまして普及啓発活動について、普通救命講習の普及啓発は、ホームページ等を通じて開催や受講案内を展開しており、施設、団体等からの申し込みにより実施しているもので、例年 30 から 40 回実施しております。

なお、当該講習は消防職員が対応しており費用は発生しておりませんが、令和 8 年度は聴覚障がい者を受講対象とした講習を計画しており、手話通訳者を手配する必要があるため、派遣を依頼する大東市の手話通訳及び要約筆記者派遣事業実施要綱に基づき、費用を計上させていただいております。

最後に、救急安心センターおおさかにおける大東市、四條畷市民の令和 7 年中の利用実績は 6 千 58 件で、前年比 108.7%となっております。

利用者へのアンケートについては、当該センターの事務局である大阪市消防局で実施しており、独自では実施しておりません。

なお、利用者からの苦情等も事務局で対応し、府内全域で 16 件が記録されているようですが、本消防組合に直接、苦情等は入ってきておりません。以上でございます。

(岸田議員) 議長

(吉田議長) 岸田 敦子議員

(岸田議員) では、2 回目の質問させていただきます。

まず、救急件数については推計を大幅に上回る増加傾向となれば、本格的な増隊を検討するというご答弁で、計画の中にもそのことが盛り込まれておりますが、具体的な内容をお聞かせください。

普通救命講習については、福祉施設や学校等から要請を受けて開催されていると聞いておりますが、この講習以外にも短時間の講習を開催されていると聞いております。それはどの程度開催しているのかも教えてください。

また、救急安心センターに関しては、先ほど回数が 6 千 56 回というのが正確な数字ですかね。またそこは教えていただけたらと思いますが、本組合独自のアンケートは実施されていないということで、ただ本部に関してはアンケートを実施して公表しておられます。その内容や苦情について、主なものを教えていただければと思います。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) ただ今の質問にお答えいたします。

まず 1 点目、大幅に増加した場合の本格的な増隊の具体策ですが、1 昼夜 24 時間連続して運用する救急隊を現在の 5 隊から 6 隊に増隊して運用することを想定しております。

次に2点目、普通救命講習以外の短時間の講習について、3時間のカリキュラムを規定している普通救命講習に対して、受講を希望される施設や団体等の実情に合わせた短時間の講習にも対応しており、年間で50回程度実施しております。なお、その際は普通救命講習でお渡ししている修了証は発行しておりません。

最後に、利用者アンケートの結果、苦情等についてですが、まず、先ほど私答弁しました、令和7年中の利用実績につきまして、6千58件と答弁いたしましたが、6千56件の間違いでございます。訂正させていただきます。

大阪府下全体の利用者の声といたしまして、大変役に立った、又はある程度役に立ったが約9割、今後も利用したいと思うも同様に約9割である一方で、役に立たなかったと答えた方もおられ、その理由として、アドバイスが適切でなかったや案内された病院に断られた等のご意見があり、苦情につきましても同様のものと把握しております。以上でございます。

(岸田議員) 議長

(吉田議長) 岸田 敦子議員

(岸田議員) ありがとうございます。

それでは、再度3回目の質問として、まず、消防力の適正配置計画には令和2年度までしか掲載されていない非常用救急車の搬送率というのがあり、その後の状況がどうなっているか、これ参考までに教えていただきたいと思えます。

救命講習については、より多くの方が体験することが重要との観点で、イベントなどでも取り組んでいると聞いております。その説明を求めるとともに、今後の取り組みも進めていただいて、ひとりでも多くの市民が体験できる場の工夫をお願いしたいと思います。

最後、救急安心センターは、救急車を呼ぶか迷っている方が医師や看護師からアドバイスを受けられるという点では、安心を与えることができる機関であると思えます。開設については、平成21年と見ました。認知度が高くなっているからか、昨年度のアンケートで、役に立たなかったとした理由の2番目に、電話がつながらなかったというのが約27%あって、アンケートの公表が令和元年度からのを見ましたら、この理由は昨年度が一番多くなっておりました。認知度が高くなっている分、回線が不足した状態になっていると懸念しますので体制の強化、これが必要なのかなと思ってお伺いすると、予定されていると伺っています。その説明を求めたいと思えます。

今回は本当に日頃、救急という市民の命を預かっていただいている、そのことに関して本当に日頃の様子とか頑張らせていただいている点、これを取り上げさせていただいて、更なる努力をお願いしたいという観点で取り上げさせていただきました。今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(吉田議長) 河野次長兼警防課長どうぞ。

(河野次長兼警防課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、令和3年以降の救急の輻輳率について、お答えいたします。令和3年は0.47%、令和4年が0.92%、令和5年が0.85%、令和6年が0.98%となっております。

次に、普通救命講習に関するイベントですが、毎年9月9日救急の日のイベントとして管内の商業施設で開催しており、今年の9月も実施する予定としております。

最後に救急安心センターおおさかについて、利用件数の増加に伴い、つながりにくいという応答率の低下は課題となっており、これまで人員や受信回線数の増加等を行っております。また、更なる利用件数の増加に対応するため、現在、新体制の構築に取り掛かっているところでございます。

以上でございます。

(吉田議長) 以上で、岸田 敦子議員の質疑が終了いたしました。

次に、4番 天野 一之議員どうぞ。

(天野議員) 先ほどの補正予算のところでも、光熱水費などについて触れましたけども、令和8年度の当初予算につきましても、例の消防庁舎の維持管理費の施設修繕料(資産)というところで、493.6万円で庁舎内のLED化の実施を予定しているということで記載があると思います。一般に蛍光灯の製造というのが間もなく終わります、LEDのほうが電気代及び電球交換などの削減効果というのが、一般には謳われていると思います。そして、交換するにあたって管内の庁舎における削減の効果の見込みというのは、どのように推測されているのか、ここについてご説明をお願いいたします。

(大西総務課長) 議長

(吉田議長) 大西総務課長

(大西総務課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

消防庁舎維持管理費の施設修繕料(資産)493万6千円のうち、380万6千円で大東消防署の一部及び四條畷消防署の一部をLED照明化する予定としております。現時点では、各署所のLED化を随時行っているところであり、具体的な推測まで至っておりませんが、一般的にLED照明は、蛍光灯と比較しますと長期間使用できること、及び消費電力が少ないため、電気使用量等については一定の削減効果があると見込んでおります。

また、LED照明の寿命に関しては約10年程度であるため、交換を計画的に行い、費用面においても平準化に努めてまいります。以上でございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員

(天野議員) 詳細の削減効果を出すというのも非常に細かい作業にもなると思いますので、通常、電気代の単価の価格とLEDの導入後の電気代というのをいろいろ様子だけ見ていただきたいなと思います。そこでなんですけども、消防庁舎の電気について、一定、LED化などの導入によって、電気代の消費量を下げるといふご努力もいいんですけども、例えばなんですけども、大東市におきましても市民会館でありますとか、小学校などの校舎の上に太陽光パネルというのを設置して、いくらか自然エネルギーの促進でありますとか、自前で電気を発電して導入するというような取組みも、一定、行われているかと思っております。

今後、非常時の電源なども併せて、電気代高騰も含めて、自前でいくらか自然エネルギーを活用するという点からも、この庁舎に太陽光パネルなどを近い将来的に導入されてみてはどうかという考えがあるんですけども、ここについて、今後の見解などありましたらご説明をお願いいたします。

(大西総務課長) 議長

(吉田議長) 大西総務課長

(大西総務課長) ただ今のご質問にお答えいたします。

太陽光発電の導入につきましては、全国的な脱炭素化に向けた動きであり、電気代削減と脱炭素化CO2削減につながるものと考えております。

一方で、導入時の費用面や建物等に対する施工時の強度面なども考慮する必要があり、併せて検討を行っていきたいと考えております。また、非常時の電源につきましては、災害時等に電力供給が途絶えた場合においても消防活動が継続できるよう、各署所ごとに非常用の電源設備を設置しております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員

(天野議員) すぐにとはならないんですけども、一定、シュミレーションとして太陽光をですね、導入したときの建物の強度であったりとか、投資的な経費でどのくらいかかるかということも、一遍、ご検討いただければと思いますし、例の非常時の電源確保というの、いろんな事態に備えて必要な電力をですね、ちゃんと確保できるよう維持管理に努めていただきたいということを申しておきます。

そうしましたら2点目なんですけども、人件費に係るところで、昨年、火災出場手当などの金額の見直しがあったと思います。令和8年度での人件費の手当での見込みはどのように設定されているのか、また、反映される予定として考えられているのか、金額や出場件数、対象人数など、想定など併せてご説明いただけますでしょうか。

(堤人事課長) 議長

(吉田議長) 堤人事課長

(堤人事課長) 令和8年度予算における特殊勤務手当の見込みについてお答えいたします。

昨年に火災出場手当などの特殊勤務手当を見直したことに伴い、金額を変更した手当と新しく設けた手当に関しましては、今年度の支払い総額が前年度に比べ、300万円程度増加すると見込んでおります。

その一方で、消防署の受付勤務を廃止したことにより、夜間特殊業務手当が前年度に比べ、700万円程度が削減できると見ておりますので、特殊勤務手当全体での今年度の支給総額は、差し引き400万円程度が減少すると考えております。

よって、令和8年度の特務手当に対する予算措置では、出場件数等は例年通りをベースとして今年度と同程度の手当額の減少を反映しつつ、一定の件数増加にも対応できる金額として設定させていただいております。以上でございます。

(天野議員) 議長

(吉田議長) 天野 一之議員

(天野議員) ありがとうございます。

出場件数などが例年ベースということで、特別増減がひどく起こるということではないということで、大災害とか起こったら出場件数が増えるんで、ないことを願うんですけども、例年ベースとして同程度の予算措置ということで、設定をされているということで、一定、夜間特殊業務などの削減などもやって、特段、膨らむこともなく、設定されているということがわかりました。

消防職員の皆さんも業務に応じて、適切な人件費の確保という点で、私も必要かと思っておりますので、削減、削減だけでは私も言うつもりはございませんので、しっかりとした人件費の管理及び消防の現場で働く皆さんの必要に応じての適正な人件費の管理だけよろしく願いいたします。

以上です。

(吉田議長) 天野 一之議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第6号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議に付議されました議案は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(逢坂管理者) 議長

(吉田議長) 逢坂管理者どうぞ。

(逢坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和8年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

今議会中にいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(吉田議長) ありがとうございました。

本会議の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

これもちまして、令和8年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご起立ください。

礼。

【閉会 14時40分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉田 裕彦

4 番議員 天野 一之

8 番議員 坂本 勇基